

東大和市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 8 年 7 月 2 4 日

東大和市教育委員会

東大和市教委規則第 1 0 号

東大和市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に
関する条例施行規則の一部を改正する規則

東大和市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例
施行規則（平成14年教委規則第8号）の一部を次のように改正する。

第2号様式（裏）中「31万5千円」を「政令第18条に規定する定額」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。